

はじめに

自治基本条例とは？

自治基本条例は、自治（自治体運営）の理念や基本原則を定める条例です。自治体運営の基本法規として、自治体の法令（条例や規則など）の中で最高位に置かれ、“自治体の憲法”と呼ばれています。

一般には自治の担い手（市民、市議会、市など）の役割と責務、自治体運営の基本原則（情報の共有、市民の参加など）、行政運営の基本原則（総合計画、財政、組織など）などを規定します。

国には、国民の権利・義務を規定し、国会や内閣のあり方など国政運営の基本原則を定め、法令体系の最高位に置かれる基本法規として「憲法」がありますが、これまで自治体には、そのような基本法規がありませんでした。

平成12年にニセコ町が全国で初めて制定してから、各地で制定の動きが活発になっています。

留萌市の制定の理由

地方分権の時代に、留萌市が自主自立した自治体運営を進めるための理念や基本原則を「条例」として明文化することで、市民・議会・市が共に認識し、市民主体の自治（市民自治）を進めるために定めたものです。

市民自治のためには、この条例の主旨や考え方を市民全員が理解し、参加や協働、行政運営など自治の具体的な実践の中で定着させ、この条例に基づいて留萌市の自治を進めて行くことが重要です。

市民憲章と自治基本条例の違い

市民憲章は、一般に「市民の精神的な規範（心得）」として定めるものですが、自治基本条例は「自治体運営の基本事項を規定する法令」という違いがあります。特に、自治基本条例が自治の担い手として市民の権利や責務を規定する点で、市民憲章とはそもそも性質や役割が違います。

「育てる条例」

自治基本条例は、社会の変化や自治の進み具合（この条例の規定どおりに具体的な制度や取り組みが行なわれているかどうか）を確認しながら、市民が「育てる条例」です。

留萌市自治基本条例でも、第23条に「見直しの規定」を置っていますが、条例の改廃（改正や廃止）は、他の条例と同じ手続き（地方自治法第116条「出席議員の過半数で決する」）で、特に慎重な手続きを定めず、むしろ「5年ごとの定期的な検証と見直し」を規定し、その成長を期待しているところです。